

日歯連前会長ら有罪

東京地裁 判決
迂回献金「組織的」

政治団体「日本歯科医師連盟（日歯連）」の迂回献金事件で、政治資金規正法違反（虚偽記入、量的制限超過）の罪に問われた前会長高木幹正被告（73）と元会長堤直文被告（76）に、東京地裁（前田巖裁判長）は27日、いずれも禁錮1年6月、執行猶予3年の判決を言い渡した。求刑は高木被告が禁錮2年、堤被告が禁錮1年6月。団体としての日歯連は求刑通り罰金50万円とした。

判決によると、会計担当だった元副理事長村田憲信被告（73）と一審で有罪判決、控訴中と共謀し、堤被告は2010年、高木被告は13年の参院選で、それぞれ日歯連が擁立した候補の後援会に1億円と9500万円を寄付。政治団体間の寄付の法定上限（年間5千万円）を超えるため、資金の一部が別団体を経由したように収支報告書に虚偽の記入をしたとしている。

前田裁判長は上限5

千万円の規定は日歯連の過去の事件をきっかけとした法改正で設けられたと指摘。「従来の姿勢を改めないまま、選挙活動のための資金移動を優先して組織的に迂回献金を行い、法改正の趣旨をないがしろにした」と述べた。

高木、堤両被告の弁護側は「収支報告書には客観的な資金移動が記載されており、虚偽記入ではない」と無罪を主張。村田被告との共謀も否定していた。